

横浜市行政不服審査会答申
(第134号)

令和5年11月14日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「配当処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が、令和3年度市県民税7月随時分、2期分、3期分及び4期分（以下「本件市県民税」という。）を各納期限までに納付しなかったことから、横浜市南区長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第331条第1項第1号及び法第335条に基づく給与等の差押処分及び年金の差押処分を行ったうえ、令和5年1月4日、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）第67条第1項により取り立てた金銭に係る配当処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、本件処分は違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和3年5月で仕事を辞め、収入が無くなり、本件市県民税の支払ができなかった、新型コロナウイルス感染症に罹患し後遺症に苦しんでいる、最近回復し意欲もあるが、収入が少ない、南区役所に行ったとき差押えと配当の違いを教えてもらえておらず、一般市民としては困る、根拠法がわからない、前職を退職後、再就職をしたが、気力が持続しない状況が続いている、どの給与、どの年金から何月に差押えを行うという告示もされていないなどとして、本件処分をしたことは違法又は不当である、と主張している。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本件市県民税の各納期限、税額、督促状発付日及び差押処分日時点の延滞金額は、下表記載のとおりである。

	納期限	税額	督促状発付日	延滞金額
令和3年度 市県民税 7月随時分	令和3年8月2日	8,500円	令和3年8月31日	2,800円

令和3年度 市県民税 2期	令和3年8月31日	37,000円	令和3年9月29日	2,700円
令和3年度 市県民税 3期	令和3年11月1日	37,000円	令和3年11月30日	2,200円
令和3年度 市県民税 4期	令和4年1月31日	37,000円	令和4年3月1日	1,400円

- (2) 審査請求人は、本件市県民税を各納期限までに完納せず、かつ、これに対して処分庁が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこれを完納しなかった。
- (3) 処分庁は、本件市県民税及び法第326条第1項に基づく延滞金（以下合わせて「本件市県民税等」という。）を徴収するため、令和4年8月4日付けでA株式会社及びBに債権差押通知書を送付し、給与並びに老齢基礎年金及び厚生年金の差押えを行った。
- (4) 処分庁は、令和4年12月支給分給与等と、令和4年12月支給分年金の半額分（2か月分の1/2）を合算して、徴収法第76条に基づく差押禁止額を算出し、令和4年12月12日、これを控除した差押え可能な金額41,000円の取立ての依頼を行った。
- (5) 処分庁は、令和5年1月4日、差押えにかかる徴収金を本件市県民税に配当・充当し、同月5日、審査請求人に対し、配当計算書（謄本）を送付した。
- (6) 審査請求人は、令和3年4月30日にC株式会社を退職したが、同年6月14日にA株式会社に就職し、継続して働いている。処分庁がした財産調査によれば、A株式会社の給料収入のほか、年金収入も確認できており、収入が少ないなどは認められない。
- (7) 上記差押処分は適法であり、ほかに、本件処分を違法又は不当とする理由はないから、本件処分は適法である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次

のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 個人の市県民税について、法第 319 条第 2 項は、個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の県民税を併せて賦課し、及び徴収するものと規定し、法第 13 条及び第 319 条の 2 は、普通徴収の方法によって徴収するときは、納税通知書を交付するものと規定する。

イ 法第 329 条第 1 項及び第 3 項（県民税にあつては、法第 335 条）並びに横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 15 条は、納税者が、納期限までに市県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならないと規定する。

ウ 法第 1 条第 1 項第 14 号は、「地方団体の徴収金」とは、地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいうと規定する。

エ 法第 331 条第 1 項第 1 号（県民税にあつては法第 335 条）は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに納税者がその督促に係る市県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、当該市県民税に係る徴収金につき滞納者の財産を差し押さなければならないと規定する。

オ 法第 331 条第 6 項（県民税にあつては法第 335 条）は、市県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によるものと規定する。

カ 徴収法第 62 条第 1 項及び第 54 条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、併せて、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付するものとする規定し、徴収法第 62 条第 3 項は、差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずると規定する。

キ 徴収法第 76 条第 1 項は、滞納者が同一の期間に二以上の給料等の支払を受けるときの差押禁止の額の算出の計算方法を規定し、同法第 77 条は、年金にかかる差押禁止の額の算出の計算方法は同法第 76 条の規定を適用すると定める。

ク 徴収法第 67 条第 1 項は、徴収職員は、差し押さえた債権の取立をすることができると規定し、同条第 3 項は、同条第 1 項により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る市県民税等を徴収し

たものとみなすと規定する。

ケ 徴収法第 128 条第 1 項第 2 号は、税務署長は、有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を配当しなければならないと規定する。

コ 徴収法第 129 条第 1 項第 1 号は、徴収法第 128 条第 1 項第 2 号で給付を受けた金銭を差押えに係る市県民税等に配当することを規定する。

サ 徴収法第 131 条第 3 号は、税務署長は、徴収法第 129 条の規定により配当しようとするときは、配当を受ける債権及びその額等の必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から 3 日以内に、滞納者に対し、その謄本を発送しなければならないと規定する。

(2) 認められる事実

ア 審査請求人は、本件市県民税 119,500 円を各納期限までに完納しなかった。

イ 処分庁は、本件市県民税について、令和 3 年 8 月 31 日から令和 4 年 3 月 1 日の間において、それぞれ督促状を発付したが、審査請求人は各督促処分の日から起算して 10 日を経過した日までに本件市県民税を完納しなかった。

ウ 処分庁は、令和 4 年 8 月 8 日、本件市県民税等 128,600 円について、A 株式会社に給与等に係る差押調書（通知書）を送付し、その後、同社はこれを受領した（以下「本件差押処分」という。）。)

エ 同日、処分庁は、本件市県民税等 128,600 円について、B に年金等に係る差押調書（通知書）を送付し、その後、B はこれを受領した（以下、本件差押処分と合わせて「本件各差押処分」という。）。)

オ 審査請求人は、その後も、本件市県民税等を納付しなかった。そこで、処分庁は、本件差押処分に係る給与債権（令和 4 年 8 月分）を取り立てた上で、令和 4 年 8 月 26 日付け配当処分により、4,000 円を本件市県民税のうち 7 月随時分の本税の一部に配当及び充当した。また、処分庁は、本件差押処分に係る給与債権（令和 4 年 11 月分）を取り立てた上で、令和 4 年 12 月 6 日付け配当処分により、4,500 円を本件市県民税等のうち 7 月随時分の本税の残額に、36,500 円を 2 期分の本税に配当及び充当した。

これにより、本件処分時において、審査請求人の滞納している本件市県民税等のうち本税部分は 2 期 500 円、3 期 37,000 円、4 期 37,000 円とな

った。

カ 処分庁は、本件処分に先立ち、A株式会社に対し、審査請求人の令和4年12月分の給与額が117,470円であることを確認した。また、処分庁はBから、令和4年12月20日付け「年金の支給状況等について(回答)」にて、令和4年8月から12月中までの間に、審査請求人に支給された年金支給額が1か月あたり48,601円(2か月ごとに97,203円)であることを確認した。

キ 処分庁は、本件差押処分に係る給与債権(令和4年12月分)を取り立てた上で、令和5年1月4日、500円を本件市県民税等のうち2期の本税の残額に、37,000円を3期の本税の全部に、3,500円を4期の本税の一部に配当のうえ充当する内容の本件処分を審査請求人に行った。

ク 処分庁は、同月5日、審査請求人に対し、本件処分にかかる配当計算書(謄本)を送付した。

ケ 審査請求人は、同月11日、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(3) 争点に対する判断

ア 審査請求人は、①差押えと配当の違いを教えてもらえなかった、②どの給与、どの年金から何月に差押えを行うかという告示もされていないなどと述べ、本件処分をしたことは違法又は不当であると主張する。

イ この点、審査請求人が、本件処分とその先行処分である本件各差押処分のいずれの違法性を述べるか判然としないものの、滞納処分における差押処分及び配当処分は、滞納となった債権の強制的実現という同一目的のために段階的に行われるものであるから、先行する差押処分に違法性がある場合には、後行する配当処分に違法性が承継され、配当処分が違法となる。

そのため、本件処分の先行処分たる本件各差押処分は違法又は不当と認められるものであるか、あるいは、本件処分は違法又は不当と認められるものであるか、それぞれ検討する。

ウ まず、本件においては、前記(2)ア及びイのとおり、審査請求人が、本件市県民税を各納期限までに完納していない事実が認められる。

エ 次に、処分庁が提出した「R03 普徴現年度 未納履歴画面」によれば、前記(2)イのとおり、処分庁が督促状発付の処理をしたこと、処分庁が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、審査請求人が本件市県民税を完納しなかった事実が認められる。

オ したがって、本件各差押処分は、法第 331 条第 1 項第 1 号の要件を満たし、適法である。

カ 次に、本件処分に違法又は不当があるかを検討するに、前記 (2) オのとおり、本件処分時において、審査請求人が滞納している本件市県民税等のうち本税部分は、2 期分 500 円、3 期分 37,000 円、4 期分 37,000 円となる。そして、前記 (2) カの審査請求人の給与支給額及び年金受給額について徴収法第 76 条第 1 項及び第 77 条並びに国税徴収法基本通達 (第 76 条関係 9) に基づき差押禁止額を計算すると、同項第 1 号の差押禁止額は 2,000 円、同項第 2 号の差押禁止額は 10,000 円、同項第 4 号の差押禁止額は 100,000 円、同項第 5 号の差押禁止額は 11,000 円となる。前記 (2) カの審査請求人の給与支給額及び年金受給額の合算額は 165,000 円であり、ここから上記差押禁止額の合計額である 123,000 円を控除した差押可能額の上限は 42,000 円となるから、これを下回る 41,000 円を取り立てた上で、前記 (2) キのとおり配当の上、充当した本件処分は、実体に適合した配当計算がされているものと認められる。

キ よって、本件処分は適法である。

ク なお、審査請求人は、本件処分を実施するにあたって、処分庁が滞納者に対し、差押えと配当の相違を説明する義務及び滞納者が有するいずれの債権をいつから差押えするかを告示する義務があると主張する。

差押処分とは、納税者が督促を受け、その督促に係る租税を督促状を発送した日から 10 日を経過した日までに完納しないとき等に納税者の財産について処分を禁止することをいう。また、配当処分とは、差押財産の売却代金や差押財産の取立てにより得られた金銭を租税その他の債権に配分することをいう。

この点、差押処分及び配当処分を行う際に、差押えと配当の相違を説明すること、滞納者が有するいずれの債権をいつから差押えするかなどを説明することは法律で処分庁に義務付けられていない。

また、審査請求人のその他主張によっても、本件各差押処分及び本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当として取り消すべき点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年3月24日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年4月7日	・ 弁明書等の受理
令和5年4月17日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年4月24日	・ 反論書の受理
令和5年4月25日	・ 反論書の送付
令和5年8月2日	・ 物件提出の求め
令和5年8月16日	・ 物件の受理
令和5年8月17日	・ 物件提出の通知
令和5年9月4日	・ 物件提出の求め
令和5年9月14日	・ 物件の受理
令和5年9月15日	・ 物件提出の通知
令和5年10月2日	・ 審理手続の終結
令和5年10月6日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年10月10日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和5年11月14日	・ 調査審議